



岐阜市立三里小学校

# いじめ防止基本方針

平成26年3月策定 令和2年4月改訂  
平成27年4月改訂 令和3年4月改訂  
平成28年4月改訂 令和4年4月改訂  
平成29年4月改訂 令和5年4月改訂  
平成30年4月改訂 令和6年4月改定  
平成31年4月改訂

## ◆◆はじめに◆◆

ここに定める「三里小学校いじめ防止基本方針」は、平成25年6月28日公布、平成25年9月28日施行された「いじめ防止対策推進法」（以下「法」という）の第13条、令和元年、本市の中学校3年生生徒に係るいじめ重大事態に対する反省、岐阜市教育委員会いじめ問題対策委員会からの答申で示された再発防止策及び令和2年9月28日に施行された「岐阜市いじめ防止対策推進条例」の改正をふまえた基本方針です。

本校では、「心の教育」を学校の経営ビジョンの柱に掲げ、3つの心「がんばりぬく心・だいじにする心・よりよくする心」を合言葉にして取り組んでいます。全職員で、児童のよさを認め、広げる取組を継続的に行い、人権教育を核とした教育活動を推進しています。また、児童会においても「三里えがお宣言」を採択し、「一人一人が笑顔ですごす」「いじめをしない、させない、見逃さない」活動をしています。これらの取組やその思い・考え方が、児童・保護者・地域へと広がり、つながり、誰もが安心して学校生活を送れるよう、学校運営協議会においても確認したところです。この基本方針が、職員は勿論、全ての保護者、児童、地域の方々の総意・決意となり、いじめの未然防止につながると信じております。

## ◆もくじ◆

はじめに

### 1 いじめの問題に対する基本的な考え方

- (1) 定義
- (2) 理解
- (3) いじめ解消
- (4) 基本認識
- (5) 学校としての構え
- (6) 保護者の責務等

### 2 いじめの未然防止のための取組

- (1) 魅力ある学級・学校づくり
- (2) 安心感を生み出す指導
- (3) 生命や人権を大切にす指導
- (4) 全ての教育活動を通した指導
- (5) インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進

### 3 いじめの早期発見・早期対応

- (1) いじめがあったときに見逃さず、立ち向かい、乗り越える力の育成

- (2) アンケート調査等の実施を含めた的確な情報収集、校内連携体制の充実
- (3) いじめの疑いのある事案に係る情報の連携体制の徹底
- (4) 教育相談の充実
- (5) 教職員の研修の充実
- (6) 保護者との連携
- (7) 関係機関との連携

### 4 学校いじめ防止等対策推進会議の設置

### 5 いじめ未然防止、早期発見・早期対応の年間計画

### 6 いじめ問題発生時の対応

- (1) いじめ問題発生時・発見時の初期対応
- (2) 「重大事態」と判断された時の対応

### 7 学校評価における留意事項

### 8 個人情報等の取扱い

# 1 いじめの問題に対する基本的な考え方

## (1) 定義

(法：第2条)

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われているものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

## (2) 理解

- ・「いじめ」には多様な態様があり、該当するか否かを判断する際は、本人が否定したとしても、該当児童生徒や周辺の状況等を客観的に確認し、「心身の苦痛を感じているもの」との要件に限定して解釈されることのないように努めることが必要です。
- ・「いじめ」の中には、犯罪行為として警察に相談・通報することが必要な場合もあります。教育的な配慮や被害者の意向への配慮を踏まえ、早期に警察に相談・通報のうえ、警察と連携した対応を図ることが重要です。

## (3) いじめの解消

### ①いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又は学校いじめ対策組織の判断により、より長期の期間を設定するものとする。学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

### ②被害児童が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。この場合において、事案に応じ、外部専門家による面談等により確認するなど適切に対応する。

## (4) 基本認識

学校教育全体を通して、以下の認識を十分理解し、いじめの防止等に当たります。

### ① 「いじめは、絶対に許されない」

- ・ いじめた者だけでなく、同調する者、傍観する者も、いじめに加担しているという認識が必要です。

### ② 「いじめは、いつ、どこでも、誰にでも起こり得る」

- ・ いじめは、どの学校、どの学級でも、どの子にも「今」起こり得るという認識の

もと、常にいじめの克服を図る必要があります。

- ③ 「いじめは、見ようと思って見ないと見つけにくい」
  - ・ いじめが見えていないのは教師だけであり、子どもたちが全て知っているという認識のもと、広く情報を収集する必要があります。
- ④ 「いじめは、組織的かつ継続的に対応しなければ解消に向かわない」
  - ・ いじめは、一度の指導では終わりません。様々な立場から、様々な場面で、該当児童生徒に対する個への指導にとどまらず、学校、学級など集団に対しても、繰り返し指導する必要があります。

## (5) 学校としての構え

### かけがえのない大切な一人ひとり ～誰も一人ぼっちにしない、させない～

#### 【子どもたちへの4つの約束】

- ① どの子も全力で応援します。  
→ 誰も一人ぼっちにさせません。
- ② 仲間に悲しい思いをさせる子は、みんなで指導します。  
→ いじめはみんなで必ず止めます。
- ③ いつでも、どんな相談でも聞きます。  
→ どんなことでも受け止めます。
- ④ 先生たちは、相談されたら、その日のうちに問題解決に向けてみんなで立ち向かいます。  
→ 必ず直ちに問題解決に向けて立ち上がります。

上記の「学校が児童に示す4つの約束」は、始業式・学級開き・全校朝会・通信などで積極的に、児童・保護者・地域に周知徹底し、教職員が一致団結して取り組む覚悟です。また、学校の教育活動全体を通じて、下記の考え方に基づき、いじめの防止に当たります。

- すべての教職員が一致協力した組織的な指導体制により対応します。
- 「いじめは、人間として絶対に許されない」という認識を、教育活動全体を通じて児童一人一人に徹底します。
- 「いじめをしない、させない、許さない学級・学校づくり」を進め、児童一人一人を大切にす教職員の意識や日常的な態度を醸成します。
- いじめが解消したと即断することなく、継続して十分な注意を払い、折に触れて必要な指導を行い、保護者と連携を図りながら見届けます。
- 人権教育の取組を意図した「三里えがお宣言」（児童会活動）「ひびきあいの日」等を位置づけ、計画的に実践をすすめます。
- いじめ克服に向けた思いや願いを広げる活動を中学校区で位置づけ、地域等へ発信していきます。

## (6) 保護者の責務等

学校は、保護者・地域と協力しながら、いじめ問題について対応することが大切です。しかしながら、保護者は、その保護する児童がいじめを行うことがないように規範意識等の指導を行うように努め、その保護する児童がいじめを受けた場合には、適切にいじめから保護します。また、保護者は、学校が講ずるいじめ防止等のための取組に協力するように努めます。

## 2 いじめの未然防止のための取組 (自己肯定感や自己有用感を高める取組)

いじめの問題を根本的に解決するためには、全ての児童を対象として「いじめの未然防止を行うことが大切です。全ての児童が、望ましい人間関係を築く力を身に付け、いじめのない社会を構築できる大人へと成長することを願っています。そのために、すべての児童のために、学校の教育活動全体を通じて、全職員で、下記の取組を行います。

### (1) 魅力ある学級・学校づくり(「分かる・できる授業」の推進、規範意識・主体性・自治力・自浄力等を育成する指導・共同学習 等)

- 全ての児童が、主体的に活動したり、互いに認め合ったりする中で、「分かった、できた」という達成感を味わえるよう、教科指導を充実します。
- 全ての児童が大切な学級の一員であり、一人一人が仲間と関わり、自己存在感を味わいながら、望ましい人間関係をつくることができるよう、よさを認め合う学級経営・教科経営を充実します。さらに、児童一人一人が「できた・認められた」と存在感や充実感・達成感を味わい、自己肯定感につながるようにします。そのために、個に応じた指導をしたり、児童に温かい声かけをしたりしていきます。
- いじめや暴力、差別や偏見等を見逃さず、学級活動はもとより特別活動等でも適時取り上げ、児童が主体的に問題解決に取り組むように指導します。また、いじめがあったときに見逃さず、解決して乗り越える力を育成します。
- 「学級・学校に居場所や絆がある」ということが感じられるような心の成長を支える教育相談に努めます。
- 児童会が中心となって「児童会スローガン」を決め、それを受けて学級ごとの「みさと笑顔宣言」を話し合い、笑顔いっぱいの三里小学校をつくります。

### (2) 安心感を生み出す指導(仲間関係の構築、規範意識の確立、見守り・見届け体制の整備)

- 学校生活の約束について、一人ひとりが気持ちよく生活できるようにと願って、「三里小のきほん」を作成し、子ども・教職員・保護者で共通理解しています。子どもも職員も、みんなで約束を守ってよりよい学校生活が送れるようにします。
- 朝の会、帰りの会を充実したものにします。一日のめあてをもち、目的的な生活を送れるようにするとともに、互いに認め、価値付け、よさを認め合える場にします。また、お互いの良さを認め合うこと、望ましい人間関係を築くことを目的として、「かがやき見つけ」を行います。

- 安心して学校生活を送れるように「こころのアンケート」を実施して、子どもの声に耳を傾けます。アンケート後には複数の目で確認を行い、教育相談を実施します。
- ここタンを活用し、一人ひとりの心のもちようを把握し、指導・見届けに生かします。また、「聞いてほしい」ボタンを押した子どもには即座に話を聞く体制を整え、子どもが話してくれた内容について対応します。

### **(3) 生命や人権を大切にすゝ指導（豊かな心の育成）**

- 様々な人と関わり合って社会性を育み、他人の心の痛みや生きることの喜び等を理解できるよう、自然や生き物との触れ合いや幅広い世代との交流、ボランティア活動等の心に響く豊かな体験活動を充実します。
- 教育活動全体を通じて、児童一人一人に命を大切にすゝる心、他を思いやる心、自律の心、確かな規範意識等が育つ道徳教育を充実します。
- 誰もが差別や偏見を許さず、互いに思いやりの心をもって関わるこゝができるための「認識力」「行動力」「自己啓発力」を育む人権教育を充実し、人権尊重の気風がみなぎる学校づくりを進めます。
- 講師を招いて研修等を行ったり、OJT研修を日々行ったりすることによって、教師自ら人権感覚を高めていきます。
- 毎月3日を「いじめを見逃さない日」として、いじめ未然防止といじめ見逃しゼロを目指した取組を展開します。

### **(4) 全ての教育活動を通じた指導（自己指導能力の育成）**

教育活動全体を通じて、以下の3点を留意した指導を行います。

- |  |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"><li>① 児童に自己存在感を与えます。</li><li>② 共感的な人間関係を育成します。</li><li>③ 自己決定の場を与え自己の可能性の開発を援助します。</li></ul> |
|--|

### **(5) インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進**

- スマートフォンや通信型ゲーム機等の取扱いに関する指導の徹底について、教職員及び保護者の間で共通理解を図ります。また、スマートフォンや通信型ゲーム機等を介した誹謗中傷等への適切な対応に関する啓発や情報モラル教育についての取組を確実に位置づけ指導を一層充実していきます。
- インターネット上のトラブルやSNSの使い方について、児童会が計画・運営する児童間の話し合いや、保護者や地域の方も交えた交流会等、自治的な活動を充実するようにします。
- 家庭からのインターネット上のトラブル等の相談があれば、解決に向かうように精一杯努力します。

### 3 いじめの早期発見・早期対応

#### (1) いじめがあったときに見逃さず、立ち向かい、乗り越える力の育成

- 【傍観者にならないための対応（SOSの出し方教育 等）】
- 【いじめ発生時対応演習（ロールプレイング）】
- 【互いに仲間の変容に気付ける目（ハートコンタクト）】

#### (2) アンケート調査等の実施を含めた的確な情報収集、校内連携体制の充実

- いじめ等の問題行動の未然防止、早期発見・早期対応ができるよう、日常的な声かけ、生活記録や児童生徒の行動観察、チェックシートの活用、スマート連絡帳の活用、ここタンの活用、定期的なアンケート（記名式・無記名式・自宅での記入・配信メール等での周知）の実施と複数の目による確認等、多様な方法で児童のわずかな変化の把握に努めるとともに、変化を多面的に分析し、対応に生かします。
- 年間3回の県いじめ調査等を全教職員の共通理解の上で実施し、「いじめ防止等対策推進会議」で各学校の状況等を確認し、対策を検討します。
- 学級担任や教科担任、養護教諭等全教職員が、些細なサインも見逃さない、きめ細かい情報交換を日常的に行い、いじめの認知に関する意識を高めるとともに、スクールカウンセラーや相談員の役割を明確にし、協力体制を整えていきます。
- 保護者や地域から得た情報をもとに、チーム体制を組み、指導仮説を立てて取り組みます。
- いじめと思われる事案については、いじめ対策チームを組織し、適切かつ迅速に情報共有をして、これに対処します。【別紙「いじめ事案の指導の流れ」参照】

#### (3) いじめの疑いのある事案に係る情報の共有・連携体制の徹底(初動が肝要)

- いじめ対策監による見守り（校内巡視）
- 【迅速かつ組織的に対応するための校内組織、迅速かつ適切な情報共有（別紙「いじめ事案の指導の流れ」参照）、スタートでの被害者側の辛さや不安に寄り添った対応（役割分担と具体的な手立て）】

#### (4) 教育相談の充実

- 教職員は、受容的かつ共感的な態度で傾聴・受容する姿勢を大切に、教育相談を進めます。特に、問題が起きていない時こそ信頼関係が築けるよう、日頃から生徒理解に努めます。
- 問題発生時においては、「大丈夫だろう」と安易に考えず、問題が深刻になる前に早期に対応できるよう、危機意識をもって児童の相談に当たります。
- 児童の変化に組織的に対応できるようにするため、生徒指導主事や教育相談コーディネーターを中心に、担任、養護教諭、スクールカウンセラー、相談員等、校内の全教職員がそれぞれの役割を相互理解した上で協力し、保護者や関係機関等と積極的に連携を図ります。
- 学校は、問題が起きた時はもちろん、全児童を対象とする定期的に教育相談の日を設けたり、心配な児童に特別に教育相談を行ったりして、あらゆる機会をとらえて教育



相談の充実を図り、いじめの早期発見・早期対応を行います。

### **(5) 教職員の研修の充実**

- 学校いじめ基本方針の理解と組織的対応の徹底(学校組織で判断、情報共有)を図ります。
- 年度当初の職員会や夏季休業中の現職研修はもちろんのこと、必要に応じて適宜職員研修を行い、本校の「いじめ防止基本方針」を十分に理解するとともに、「いじめ防止 これだけは！」「教育相談 これだけは！」といった各種啓発資料等を活用したり、対応マニュアルを見直したりして、一人一人の教職員が、早期発見・早期対応はもちろん、未然防止に取り組むことができるよう、校内研修を充実します。
- 過去のいじめの事案等を検証しその事案から教訓を生かして学んだり、OJT 研修を行ったりして、教職員の研修を行います。

### **(6) 保護者・地域との連携**

- 入学式、PTA総会、学校通信、学年・学級通信等で、学校での取組の周知徹底を図ったり、学級・学年懇談会などで児童の様子を連絡したりする中で、いじめの未然防止を行います。
- 家庭訪問、個人懇談、教育相談、スクールカウンセラーによる面談などを通して、児童理解に努め、いじめの早期発見・早期解決を行います。
- いじめの事実が確認された際には、いじめた側、いじめを受けた側ともに保護者への報告を行い、解決に向けての指導を親身になって行います(被害者側の安心感の確保)。その指導の中で、いじめた側の児童にいじめが許されないことを自覚させるとともに、いじめを受けた児童やその保護者の思いを受け止め、いじめる児童自身が自らの行為を十分に反省する指導を大切にします。いじめの問題がこじれることがないよう、保護者の理解や協力を十分に得ながら指導に当たり、児童の今後に向けて一緒になって取り組んでいこうとする前向きな協力関係を築くことを大切にします(加害者側の成長の見届け)。

### **(7) 関係機関との連携(チーム学校、被害者・加害者への支援・指導)**

- いじめを中心とする生徒指導上の諸問題を学校だけで抱え込まず、教育委員会へ直ちに報告、またその解決のために、日頃から教育委員会や警察、子ども相談センター、エールぎふ、スクールロイヤー、病院、民生児童委員、学校運営協議会委員等とのネットワークを大切に、早期解決に向けた情報連携と行動連携(支援・指導)を行い、問題の解決と未然防止を図るよう努めます。
- インターネット上の誹謗中傷等については、保護者の協力を得ながら迅速に事実関係を明らかにして、状況に応じて警察等の関係機関と連携して解決に当たります。
- いじめの未然防止やいじめ防止の啓発、悩みごとの解決のため、児童や保護者に向けて各種相談窓口の紹介を必要に応じて適宜行います。

## 4 学校いじめ防止等対策推進会議の設置

法：第22条

学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

### 条例：第18条

推進会議は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 学校基本方針の策定、実施及び検証
- (2) いじめに係る相談体制の整備
- (3) いじめの早期発見のための情報の収集、記録及び共有
- (4) いじめの認知
- (5) 被害児童生徒等及びその保護者の支援並びに加害児童生徒等の指導及びその保護者への助言
- (6) 当該市立学校の教職員を対象とする研修並びに保護者及び地域住民を対象とする啓発活動
- (7) 前各号に掲げるもののほか、当該市立学校の校長が必要と認める事項

○いじめの未然防止、早期発見・早期対応等を実効的かつ組織的に行うため、また、重大事態の調査を行う組織として、「いじめ防止等対策推進会議」を設置しています。その構成員は以下を常任とし、適宜、校長より招聘・委任いたします。

学校職員：校長、教頭、主幹教諭、いじめ対策監、(ブロック担当生徒指導主事)、生徒指導主事、学年主任、教育相談コーディネーター、養護教諭 等  
 学校職員以外：保護者代表、学校運営協議会委員、民生児童委員、児童委員、主任児童委員、スクールカウンセラー 等

## 5 いじめ未然防止、早期発見・早期対応の年間計画

### 「三里小学校いじめ防止」プログラム

| 月  | 未然防止のための独自の取組   | 未然防止・早期発見・早期対応の取組内容  |
|----|---|--|
| 4月 | <p>○よさを認め合い、めあてをもつて、動き出す</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・全校朝会で児童・学級・学年のよさと頑張りを紹介し、価値づける。</li> <li>・学級で「かがやきみつけ」を行い、よさを価値づけ、広める。</li> <li>・ルールやモラル作りを行い、学級目標のもと、自分のめあてをはっきりさせて動き出す。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・職員研修会の実施<br/>(前年度の実態と対応等の引継、今年度の方針の伝達)</li> <li>・入学式等での「学校いじめ防止基本方針」(以下「方針」)説明</li> <li>・学校だより、<u>ホームページ等による「方針」等の発信</u></li> <li>・教師による「良いこと見つけ」(児童への視点の提示)</li> <li>・職員研修会の実施(「方針」、前年度の実態と対応等)</li> <li>・PTA総会・ホームページで「方針」周知</li> <li>・「いじめを見逃さない日」に「だいじにする心」「いじめ防止」についての講話</li> <li>・授業参観・個人懇談を行い、保護者との話し合いで児童理解</li> </ul> |



|     |  |   |
|-----|--|---|
| 5月  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・エンカウンターを行うなど仲間との協同体験を増やし、楽しい関わりを味わわせる。</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・「学校運営協議会」の実施</li> <li>・第1回「学校いじめ防止等対策推進会議」の実施(外部を含む)</li> <li>※校内関係者のみによる校内会議は4月初日から随時実施</li> <li>・児童会・生徒会主体による「良いこと見つけ」(継続実施)</li> <li>・アセスメントシステム(S T A R)の実施</li> </ul>  |
| 6月  |  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・「<b>いじめ防止強化週間</b>」の実施(授業や集会で、児童主催によるいじめ防止の取組 6/24~7/3)</li> <li>・「くらしのアンケート」の実施</li> <li>・情報提供アンケート(無記名式)の実施</li> <li>・アンケート実施後に即時対応・指導、事後指導等の見届け</li> <li>・教育相談週間の実施</li> <li>・児童向けネットいじめ研修①</li> <li>・「校内いじめ防止等対策推進会議」の実施</li> <li>・「いじめについて考える集会」に向けた取組</li> </ul> |
| 7月  | <p><b>○役割を果たし動きを確実にし、所属感を味わう。</b></p>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・いじめについて考える日(全校→学級 7/1)</li> <li>・第1回「教職員取組評価(学校評価)アンケート」</li> <li>・校内「いじめ防止等対策推進会議」の実施(前期前半の評価)</li> <li>・個人懇談を行い、児童のいじめの早期発見</li> <li>・職員会(夏休み前までのいじめ防止の取組の振り返り)</li> <li>☆第1回県いじめ調査</li> </ul>  |
| 8月  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・自分の役割を継続し、習慣化するまで支援する。</li> <li>・仲間の関わりを大切にして、支え合い、協力し合い、信頼しながら、授業や活動に取り組めるようにする。</li> <li>・一人で地道にやりきる夏休みにつなげ、休み後は、前期を締めくくり後期につなぐ。</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・岐阜市生徒会サミットを生かした小中連携</li> <li>・職員研修会(ネットいじめ・教育相談も含む。)</li> <li>・校内「いじめ防止等対策推進会議」の実施</li> </ul>   |
| 9月  |  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・学校だよりによる取組の見直し等の公表</li> <li>・ホームページ等による取組経過等の報告</li> <li>・いじめアンケートの実施</li> <li>・情報提供アンケート(無記名式)の実施</li> <li>・アンケート実施後に即時対応・指導、事後指導等の見届け</li> </ul>  |
| 10月 |  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・教育相談の実施</li> <li>・学年会(いじめ防止対策の取組についての中間交流)</li> <li>・学校運営協議会</li> </ul>   |
| 11月 | <p><b>○仲間同士が関わり合って、動きを積み上げる努力を重ねて、動きを高め存在感を味わう。</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・仲間と共に質にこだわってやり続けることを応援する。</li> <li>・仲間と作り上げる心地よさを味わわせ、一人一人に所属感を持たせる。</li> <li>・よさや課題を明確にして、「もっとよい自分や学級」への意識を持たせる。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・人権(心といじめ)アンケート(記名式)の実施。</li> <li>・アンケート実施後に即時対応・指導、事後指導等の見届け</li> <li>・教育相談週間の実施</li> <li>・アセスメントシステム(S T A R)の実施</li> <li>・「学校運営協議会」の実施</li> <li>・「<b>いじめ防止月間</b>」の取組(全校でのいじめ防止対策の取組)</li> <li>・児童向けネットいじめ研修②</li> </ul>   |
| 12月 |  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・いじめについて考える集会(児童会のいじめ防止対策の発表)</li> <li>・第2回「教職員取組評価(学校評価)アンケート」</li> <li>・「校内いじめ防止等対策推進会議」の実施(いじめ防止対策の取組についての中間交流)</li> <li>・職員研修(いじめ防止対策の取組についての中間交流)</li> <li>・いじめ問題を扱った道徳の授業の実施</li> <li>☆第2回県いじめ調査</li> </ul>  |
| 1月  | <p><b>○連帯意識を高め、よりよい自分・学級をめざし、有用感を高める。</b></p>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・職員会(冬休み前までのいじめ防止対策の取組振り返り)</li> <li>・教職員による次年度の取組計画</li> </ul>  |
| 2月  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・自分や学級の自慢を創り上げ、自己肯定感や学級肯定感を味わわせる。</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・児童会の取組のまとめ</li> <li>・第2回「学校いじめ防止等対策推進会議」の実施(外部を含む)</li> <li>・学校運営協議会の開催</li> <li>・校内「いじめ防止等対策推進会議」の実施</li> </ul>  |

|    |               |  |
|----|---------------|--|
|    |               | <ul style="list-style-type: none"> <li>・いじめアンケートの実施</li> <li>・情報提供アンケート(無記名式)の実施</li> <li>・アンケート実施後に即時対応・指導、事後指導等の見届け</li> <li>・教育相談の実施</li> </ul>   |
| 3月 | 自分や学級の自慢をつくらう | ○自分に誇りをもち、仲間に感謝を示す。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・自分や学級の自慢に誇りがもてるようにする。</li> <li>・自分を成長させてくれた仲間に感謝する。</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第3回「教職員の取組評価アンケート」(1年間の評価)</li> <li>・学校だより等による次年度の取組等の説明</li> <li>・ホームページ等による学校評価(いじめ)</li> </ul> ☆第3回県(国)いじめ調査 |

## 6 いじめ問題発生時の対応

### (1) いじめ問題発生時・発見時の初期対応(法第23条に基づいて明示)

#### 【組織対応】

- 「いじめ防止等対策等推進会議」で方針を確認し、事実確認や情報収集、保護者との連携等、校長の指導のもと、役割を明確にした組織的な動きをつくります。

#### 【対応の重点】

- いじめの兆候を把握したら、把握した者は速やかに管理職及びいじめ対策監に報告し、学校いじめ防止等対策推進会議を開催し、直ちに校長の指導のもと、組織的にかつ丁寧な事実確認を行います。
- いじめの事実が確認できた、或いは疑いがある場合には、いじめを受けた(疑いがある)児童の気持ちに寄り添い、安全を確保しつつ、組織的に情報を収集し、迅速に対応します。校内いじめ防止等対策推進会議を行う際は、出席者と指導の経緯、会の内容等の記録をその都度、確実に残します。
- いじめに関する兆候や疑われる事実が認められた場合、いじめた側といじめを受けた側の双方の保護者に説明し、家庭と連携しながら児童への指導に当たります。最終的には必ず校長が児童及び保護者へ指導します。
- 保護者との連携の下、支援・指導を行う中で、いじめた児童が「いじめは許されない」ということを自覚するとともに、いじめを受けた児童やその保護者の思いを受け止め、自らの行為を反省する指導・支援に努めるとともに、自己の生き方とつなげ、見つめ直す指導を行います。
- いじめを受けた児童に対しては、3カ月間は、毎日校長やいじめ対策監・担任等が声をかけるなど、保護者と連携しつつ児童を見守り、本人への確認、周囲への確認、保護者への確認をするなど心のケアに十分配慮した継続的な事後の対応に留意します。
- 同様に、いじめた側の児童に対しても、保護者と連携し児童の様子を見守り、本人への確認、周囲への確認、保護者への確認をするなど、事後の対応を中・長期的に行います。

[大まかな対応順序] 【別紙「いじめ事案の指導の流れ」参照】

### (2) 「重大事態」と判断された時の対応(法第28条・条例第20条に基づいて明示)

- いじめにより児童の生命、心身又は財産に多大な被害が生じた疑いがあると認められるとき、いじめにより児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるときについては、以下の対応を行います。

### 〔主な対応〕

- ① 教育委員会へ「第一報」として速やかに報告します。
- ② 当該重大事態と同種の事態発生を防止するため、教育委員会の指導の下、事実関係を明確にするための調査に当たります。
- ③ 上記調査を行った場合は、調査結果について教育委員会へ報告するとともに、いじめを受けた児童及びその保護者に対し、事実関係その他必要な情報を適切に提供します。
- ④ 児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切な援助を求めます。

## 7 学校評価における留意事項

- いじめを隠蔽せず、いじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、学校評価において、次の3点を加味し、適正に学校の取組を評価します。
  - ① いじめの未然防止の取組に関すること
  - ② いじめの早期発見の取組に関すること
  - ③ いじめの再発を防止するための取組に関すること

## 8 個人情報の取扱い

- 個人調査（アンケート等）について  
保護者から「いじめがあった」等の申立てがあった場合や重大事態の調査に必要なため、アンケートの質問票の原本等の一次資料の保存期間は、最低でも当該児童が卒業するまでとし、アンケートや聴取の結果を記録した文書等の二次資料及び調査報告書は、指導要録との並びで保存期間は5年（卒業後）とします。  
（「岐阜県におけるいじめ防止等のための基本的な方針」令和3年4月1日改定参照）
- 指導記録について  
1 事案1 ファイルを原則として、事案の概要、指導の方向・方法・経緯、児童の意識、保護者の反応の記録を確実に残します。（いじめ事案報告書、指導記録、学校いじめ防止対策推進会議記録等）
- 校種間、学年間での確実な引継ぎ  
個人カード、ファイル等への記録を随時行い、適切な情報を管理保管し、進学及び進級における学級編成や引継ぎ資料に確実に反映されるよう徹底します。